

領収書等貼付用紙

29年度分

整理番号 1415

領 収 書
Receipt
領収年月日 2017.12.7
金額 ¥28,490 (消費税等込み)
(クレジット扱い)
購入商品 JR乗車券類-JR tickets
(4枚)
西日本旅客鉄道株式会社
忍ヶ丘駅
忍ヶ丘駅F1発行 20016-01
印紙税申告納
付につき大定
税務署承認済

経費の範囲

- 調査研究費
- 研修費
- 広報費
- 広聴費
- 要請・陳情活動費
- 会議費
- 資料作成費
- 資料購入費
- 通信交通費
- 人件費
- 事務所費

使途項目

- 交通費
- 宿泊費
- 自動車借上料
- 燃料費
- 有料道路通行料
- 駐車料金
- 通信運搬費
- 土産代
- 会場借上料
- 機械器具等借上料
- 委託料
- 講師謝礼
- 飲食費
- 出席者負担金
- 会費
- 印刷製本費
- 翻訳料
- 消耗品費
- 新聞雑誌購読料
- 書籍購入費
- 資料購入費
- 固定電話料金
- 携帯電話料金
- インターネット料金
- 賃金
- 賃借料
- 維持管理費
- 備品購入費
- その他の費用

線
か
ら
右
に
添
付

駅-No 440101 領収書No 144
窓口No 223

領 収 書
曾 田 平 治 様

金額 ¥830円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

29年12月8日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

東京駅

現金出納社員

別紙様式 1

平成 29 年 12 月 11 日 提出

旅 費 明 細 書			
出張者氏名	曾田 平治		
出張先	国土交通省 石井啓一 国土交通大臣 まで		
目的	四條畷市 平成30年度 社会資本整備総合交付金要望 の陳情活動		
期間	平成 29 年 12 月 8 日 (金) ~ 平成 29 年 12 月 8 日 (金)		
所要日数	1 日	旅費総額	29,650 円
宿泊日数	0 夜	(内訳) 鉄道運賃	18,250 円
交通費	29,650 円	特急料金	9,740 円
宿泊費	0 円	急行料金	円
合計	29,650 円	指定料金	1,660 円
		バス運賃	円
		航空運賃	円
		その他(宿泊費)	円
		(受講費含む)	
		(一人当たり)	29,650 円
支払日	平成 29 年 12 月 8 日		
利用交通期間経路及び日程 ※線名、キロ数、運賃等を利用交通機関毎に記入すること。			
	JR 利用	JR 利用	都営地下鉄 徒歩
	忍ヶ丘駅 ---- 大阪駅 ----	東京 ---- 有楽町 ----	桜田門 ----- 国土交通省
	乗車券	8,960 x 2 = 17,920	165 x 2 = 330 (支払証明書)
	特急料金	4,870 x 2 = 9,740	
	指定料金	830 x 1 = 830	
		計	28,490 (領収書)
	指定料金	830 x 1 = 830	(領収書)

- ※ ・ 宿泊を伴う場合、事前に議長にこの旅費明細書を提出する。
 ・ 議員はこれを保管し、収支報告書の提出の際に写しを添付する。

平成 29 年 12 月 11 日 提出

調査研究活動報告（視察・研修）	
出張者氏名	曾田 平治
主張先	国土交通省 石井啓一 国土交通大臣 まで
目的	四條畷市 平成30年度 社会資本整備総合交付金要望 の陳情活動
期間	平成 29 年 12 月 8 日（金）～平成 29 年 12 月 8 日（金）
「研修内容」 陳情内容 別紙参照	

※ ・政務調査費による視察・研修及び研究会参加の終了後に作成し収支報告書に添付する。

平成30年度

社会資本整備総合交付金要望書

平成29年12月 8日

国土交通大臣 石井 啓一 様

四條畷市長 東 修 平

四條畷市交通安全事業に係る 社会資本整備総合交付金要望書

平成30年度以降の交付金の配分において、格別のご高配賜りますようお願い申し上げます。

※事業費 平成30年度要望 4,840万円 (国費ベース)

(要望趣旨)

平素より本市行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童の事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し、交通安全事業の推進に力を入れていただいていることから、国の重要施策として位置づけられていると理解しているところでございます。

本市においても同様に、各小中学校や地域からの要望に基づき、道路管理者と交通管理者が対策を検討し、危険と認められた箇所については、従前にも増してその対応を早急に行っていかなければならない認識でございます。

そのような状況を鑑み、より一層の通学路の安全確保に向け、通学路安全推進体制を構築し、関係機関による危険箇所の合同点検やその結果に基づく対策工事を計画的に実施していくための「通学路交通安全プログラム」を平成27年度に策定し、翌年度から実施しております。

しかし、近年の社会情勢の変化などから、本市における交付金の配分は非常に厳しい状況となっているため、事業の長期化が懸念されます。

このような状況に加え、現在進めている教育環境整備において、中学校に活断層が存在する可能性が発覚したため、一時休校による隣りの校区へ転籍させることを決定いたしました。これにより当該学校区の環境が激変するため、生徒の心的負担を軽減する各種施策を講じるほか、通学路における交通安全対策工事の確実な実施が最重要課題となっております。

つきましては、平成30年度の交付金の配分において、本実情をご理解いただき、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

①本市の道路環境

四條畷市では、まちづくりの発展へ繋いでいく観点から、長期ビジョンとして第6次四條畷市総合計画を策定している。その策定に当たって、市民意識調査を行ったが、その結果道路事業に対する市民ニーズが高いという結果が得られた。

満足度・重要度相関図



道路環境の現状

幅員が狭く、車両が行き違うと、歩行者が通れない状況である。



②教育環境と道路環境の連携整備

道路事業の市民ニーズが高いなか、当市では教育環境の充実も重要施策に位置付けている。この2つの事業を連携させることで、より効果的な整備を図っている。

具体的には建物整備はもちろんのこと、そこに至る道路(通学路)の整備を重ね合わせることで、子ども達にとって、より安心・安全な学校環境を提供することをめざしている。

教育環境整備

- ①校区のねじれの解消
- ②校舎の老朽化
- ③小規模解消
- 整備計画を策定し、それをもとに学校施設及び校区の見直し、整備に取り組む。

通学路整備

- 通学路交通安全プログラム
- 道路管理者・学校関係者との合同点検に基づくPDCAサイクルを機能させることにより、効果的かつ効率的に、交通安全対策の推進を図る。

相乗効果による、より良い学校環境の提供

③教育環境整備の進捗状況

四條畷市では、少子化の進行にともなう学校規模の不均衡、校舎の老朽化など、教育環境をめぐる課題を解消すべく、適正配置・再編整備等の観点より、校区割・通学路の安全確保等を包括した「四條畷市教育環境整備計画」を策定した。

工事履歴

平成26年度

岡部小学校 大規模改修工事

平成28年度～平成30年度

- 西中学校 大規模改修工事
- 西中学校 体育館改築工事
- 西中学校 プール改築工事
- 畷中学校 改修工事
- 畷中学校 忍ヶ丘小学校 小中連携棟新築工事等

イメージ図



④施策の転身

平成29年1月に新市長が就任したことに伴い、現在、施策全般を見直している。施策全般を見直している。教育環境整備計画も、四條畷南中学校が平成30年3月末をもって廃校予定であったが、地域活性化等を考慮し休校とするなど、一部修正を行っている。今後の小学校再編整備については、市民アンケート等をもとに進めていくが、校区の見直しの可能性が十分にあることから、新たな通学路の安全対策が強く求められる。

教育環境の今後の課題

- 既存の学校事業の整備は着実に進んでいる
- 南中学校の一時休校に伴い、生徒約230人は一定期間、他校に転校
- 校区再編により、新たな通学路の可能性

市の最重要課題

- 通学路交通安全プログラムの早期事業化及び確実な実施

⑤社会資本整備総合交付金の状況

年度	交通安全施設事業	
	要望額	内示率
H27	22,000	0.68
H28	3,400	0.79
H29	19,300	0.16
H30	48,400	

単位(千円)

交通安全事業は、道路事業のなかでも、国の重点施策に位置付けられていたことから、交付金の確保を図っていただいていた。

しかしながら、近年では交通安全事業の取り巻く環境の大きな変化により、本市においても交通安全プログラムの策定されたものの、事業の長期化が余儀なくされる状況である。

平成30年度においては、今年度までの遅れを取り戻すべく、交付金の要望額を決定した。

⑥要望内容

本市においては、市民生活に直結する道路事業に重点を置いており、なかでもこの「通学路交通安全プログラム」については、この事業を取り巻く環境の変化を鑑み、先に述べた通り最重要施策へ位置づけを変更し、喫緊の課題として取り組んでいるところであります。

本事業を円滑に推進していくにあたっては、財政力の乏しい本市では交付金の活用は必須でありますので、交通安全事業への交付金予算のご配慮をお願いいたします。

16

別紙様式3

支 払 証 明 書	
支 払 金 額	330 円
支 払 内 容	有楽町 — 桜田門 (往復) 330 (都営地下鉄)
支 払 年 月 日	平成 29 年 12 月 8 日
支 払 先 住所・氏名	
領収書を徴することが出来ない理由	券売機で視察当日に購入する為。

上記のとおり相違ありません。
平成29年12月11日

四條畷市議会議員

曾田 平治



※ ・ この支払証明書は、政務活動費を執行する場合であって、その政務活動費にかかる支払金額の領収書が発行されない時に提出するものとする。